

医政発 0331 第 78 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

歯科医師の臨床研修に係るフォローアップ研修の考え方について

歯科医師臨床研修の実施に当たっては、臨床研修指導歯科医（以下「指導歯科医」という。）の確保と資質向上を図ることが求められており、現在、各臨床研修施設等が開催する歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会（以下「指導歯科医講習会」という。）を通じて、指導歯科医が養成されている。

また、社会環境の変化に伴い、歯学教育も含め歯科保健医療を取り巻く状況が変化している中で、指導歯科医の質を担保する観点から、令和 3 年度の歯科医師臨床研修制度の制度改革において、指導歯科医は、5 年毎にフォローアップ研修の受講が求められている。

今般、指導歯科医の質を確保するため、別紙のとおり「歯科医師の臨床研修に係るフォローアップ研修の考え方」を定め、これにのっとりフォローアップ研修の実施を推進することとしたので、貴職におかれては、内容を御了知の上、貴職管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

(別紙)

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医のフォローアップ研修の考え方

1 趣旨

少子高齢化をはじめとした社会環境の変化や歯科疾患構造の変化、歯科医療技術の進展等に伴い、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。歯科医師臨床研修における臨床研修指導歯科医（以下、「指導歯科医」という。）は、こうした状況を理解し、研修歯科医の指導にあたるのが求められる。本考え方は、歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医のフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）について参考とすべき形式、内容等を示すことにより、フォローアップ研修の質の確保を図り、もって臨床研修指導歯科医（以下「指導歯科医」という。）の資質の向上及び臨床研修を行う病院・診療所における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

2 実施主催者及び受講者

(1) 実施主催者

- ・実施主催者は、関係学会や関係団体等とする。
- ・実施主催者は、フォローアップ研修実施の2月前までに、別紙様式の確認依頼書を厚生労働省医政局歯科保健課まで電子媒体（Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式で、原則A4で印刷されることを想定したフォントで作成するものとする。）で提出すること。なお、オンライン形式等で、フォローアップ研修の開催日が限定されない場合は、各年度のコンテンツ公開初日までに提出すること。

(2) 受講者

- ・受講者は、指導歯科医とする。実施主催者は、必要に応じて受講者が指導歯科医であることを確認すること。
- ・受講者は、指導歯科医講習会の受講年度の翌年から起算して5年以内にフォローアップ研修を受講する。
- ・受講者は、フォローアップ研修の修了年度の翌年から起算して5年以内に次のフォローアップ研修を受講する必要がある。

3 フォローアップ研修の内容

- ・フォローアップ研修の研修内容は、別添の「フォローアップ研修の研修区分と研修項目」（以下「研修区分等」という。なお、以後の研修区分と研修項目は、いずれも「研修区分等」に含まれるものとする。）に基づいて、実施主催者が作成する。
- ・フォローアップ研修は単位制とし、「研修区分等」の各研修項目で30分以上を1単位とする。なお、研修項目が15分以上30分未満の場合は、0.5単位として差し支えない。
- ・実施主催者は、実施するフォローアップ研修の研修内容が、「研修区分等」のいずれの

研修区分及び研修項目に該当するか、及び研修内容の単位数を明示し、受講者が円滑に受講管理をできるように努めること。

- ・実施主催者は、フォローアップ研修を行う場合に、「研修区分等」の全ての研修区分を行う必要はなく、研修区分のうちいずれかの研修区分についてのみ実施することができる。

4 実施形式

- ・対面形式またはオンライン形式、もしくはハイブリッド形式で行う。オンライン形式の場合、実施主催者は、受講者からの質疑に対応できる体制を整備すること。

5 フォローアップ研修の修了

- ・フォローアップ研修は、「研修区分等」の各研修区分で1単位以上、少なくとも合計5単位以上を受講することで修了とすること。
- ・受講者は、「研修区分等」で「必須」としている研修項目は必ず受講すること。なお、「研修区分等」の全ての研修項目を受講することが望ましい。
- ・受講者は、自身が受講したフォローアップ研修について、研修区分及び単位数を管理し、フォローアップ研修を修了すること。
- ・受講者は、フォローアップ研修の受講を開始してから1年以内に、修了に必要なすべての研修項目を受講すること。
- ・実施主催者は、各受講者の受講状況について、研修項目ごとに、確認テストと講演の視聴状況をもとにフォローアップ研修の受講完了を確認すること。

6 フォローアップ研修の受講証明等

- ・実施主催者は、実施した研修項目ごとに受講者に対してフォローアップ研修の受講が確認できるもの（以下「受講証明」という。）を提供すること（受講証明は、紙媒体または電子媒体どちらでも差し支えない。）。受講証明には、受講者の氏名、研修区分と研修項目、取得単位数を必ず記載すること。
- ・実施主催者が全ての研修区分を5単位以上実施する場合、受講者の受講完了を確認できれば、実施主催者は当該受講者に対してフォローアップ研修の修了証明を提供して差し支えない（修了証明は、紙媒体または電子媒体どちらでも差し支えない。）。修了証明には、受講者の氏名、研修区分と研修項目、取得単位数を必ず記載すること。
- ・実施主催者は、フォローアップの受講完了者の情報を適切に管理し、求めがあった場合は確認できる体制を整えること。
- ・受講者は、フォローアップ研修の受講状況を適切に管理し、求めがあった場合は提示できるようにすること。

(別添)

フォローアップ研修の区分及び項目

研修区分	研修項目	
① 歯科医師臨床研修制度(歯科医療提供体制等も含む)	ア) 臨床研修制度の概要	必須
	イ) 歯科医師臨床研修に関する各種ガイドライン	選択
	ウ) 歯科医療提供体制の概要	選択
	エ) 医療 DX の推進	選択
	オ) 社会保障制度(我が国の医療保険制度を含む)	選択
② 歯科医師臨床研修のカリキュラム	ア) カリキュラムプランニング(目標・方略・評価等)	選択
	イ) 問題点の抽出	選択
	ウ) 対応策の立案	選択
③ 歯科医師臨床研修の実際	ア) 医学知識と問題対応能力	選択
	イ) 診療技能と患者ケア	選択
	ウ) コミュニケーション能力	選択
	エ) チーム医療の実践	選択
	オ) 社会における歯科医療の実践	選択
	カ) 指導歯科医の在り方	選択
	キ) その他、診療に必要な事項 (歯科診療と歯科医学、科学的探求、EBM 診療ガイドライン、生涯研修、歯学教育モデル・コア・カリキュラム、共用試験など)	選択
④ 医療安全・感染予防・医療倫理	ア) 医療倫理	選択
	イ) 患者・医療者関係の構築	選択
	ウ) 医療安全	選択
	エ) 院内感染対策	選択
	オ) 医療関係法規、医療経済、労務関係等	必須
⑤ 労務管理	ア) ハラスメント対策	必須
	イ) メンタルヘルス	選択
	ウ) 医療従事者の勤務環境改善マネジメント	選択

※ 関係学会や関係団体等が実施する講演やシンポジウム等の内容が、上記の「フォローアップ研修の研修区分と研修項目」に沿ったものである場合には、フォローアップ研修の単位として認められる。

※ ④医療安全・感染予防・医療倫理について、一般社団法人日本歯科専門医機構(以下「機構」という。)の定める「歯科専門医『共通研修』」は、フォローアップ研修の単位として認められる。「歯科専門医『共通研修』」とは、機構の定める歯科専門医資格の認定または更新の要件となっている研修項目(「医療倫理」、「患者・医療者関係の構築」、「医療安全」、「院内感染対策」、「医療関連法規・医療経済」)のことをいう。この場合において、「歯科専門医『共通研修』」を受講した場合、受講証明書をフォローアップ研修の受講証明として取り扱うものとする。

年 月 日

厚生労働省
医政局歯科保健課長 殿

(主 催 者 名)

確 認 依 頼 書

下記のフォローアップ研修について、「歯科医師の臨床研修に係るフォローアップ研修の考え方について」(令和8年3月31日付け医政発 0331 第78号)にのっとりた内容であることの確認を依頼します。また、下記に記載された以外の点につきましては、同通知にのっとりたものとする所存です。

記

1 フォローアップ研修の概要

- (1) 実施主催者：
- (2) 実施責任者（氏名、所属、役職等）：
- (3) 開催日程（オンラインの場合は公開期間）：
- (4) 開催方法： 対面 ・ オンライン ・ ハイブリット
- (5) 確認テストの方法：
- (6) 受講証明の発行方法： 紙媒体 ・ 電子媒体

【(7)・(8)は講演やシンポジウムの場合のみ記載すること。】

- (7) 講演・シンポジウムの名称：
- (8) 講演・シンポジウムの日程：

2 フォローアップ研修の内容

研修区分	研修項目	実施する 研修に○ を付ける	研 修 時 間 (分)	研修講演者（氏名、所 属、役職等）	研修内容（演題、 概要等）
① 歯科医師 臨床研修 制度（歯 科医療提 供体制等 も含む）	ア) 臨床研修制度の概要				
	イ) 歯科医師臨床研修に関する各種ガイドライン				
	ウ) 歯科医療提供体制の概要				
	エ) 医療 DX の推進				
	オ) 社会保障制度（我が国の医療保険制度を含む）				

② 歯科医師 臨床研修 のカリキ ュラム	ア) カリキュラムプランニ ング(目標・方略・評価等)				
	イ) 問題点の抽出				
	ウ) 対応策の立案				
③ 歯科医師 臨床研修 の実際	ア) 医学知識と問題対応能力				
	イ) 診療技能と患者ケア				
	ウ) コミュニケーション能力				
	エ) チーム医療の実践				
	オ) 社会における歯科医療の 実践				
	カ) 指導歯科医の在り方				
	キ) その他、診療に必要な事 項 (歯科診療と歯科医学、 科学的探求、EBM 診療ガ イドライン、生涯研修、 歯学教育モデル・コア・ カリキュラム、共用試験 など)				
④ 医療安 全・感染 予防・医 療倫理	ア) 医療倫理				
	イ) 患者・医療者関係の構築				
	ウ) 医療安全				
	エ) 院内感染対策				
	オ) 医療関係法規、医療経済、 労務関係等				
⑤ 労務管理	ア) ハラスメント対策				
	イ) メンタルヘルス				
	ウ) 医療従事者の勤務環境改 善マネジメント				

3 実施主催者への問い合わせ先

実施主催者：

事務等担当者：

住所：

電話番号：

メールアドレス：